

横浜市「まちの避難経路」中心杭等設置事業補助金交付要領

制 定 平成27年4月1日 都防第1052号（局長決裁）
最近改正 令和7年3月28日 都防第1620号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第2号に定める「まちの避難経路」中心杭等設置事業の補助金の交付及びその事務手続に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中心杭等設置 まちの避難経路のうち、現況幅員が4m未満の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定された道路（私道に限る。）において、測量を行い、その中心位置及び後退位置を示すために石杭、プレート、鋳等を設置することをいう。
- (2) 関係権利者 事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権など、中心杭等の設置に関する承諾が必要となる権利を有する者をいう。

（補助の要件）

第3条 補助対象となる事業の要件は、要綱第4条による。

（補助の対象者）

第4条 補助の対象者は、要綱第6条に基づき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等の団体（地域まちづくり組織を含む。）
- (2) 地域まちづくりグループ
- (3) 事業を行おうとする土地又は建築物等の所有者

（補助金の額の算出方法）

第5条 要綱第3条に規定する補助金の額は、予算の範囲内で、別表2に掲げる補助対象事業費に別表3に定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

- 2 補助金の額は、1申請につき別表4に定める額を限度とする。
- 3 別表2に示す中心杭等設置に要する費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 中心杭等設置に要する費用（調査、測量、図面・同意書等の作成、杭設置等を含む。）
 - (2) その他市長が必要と認める費用
- 4 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

（交付申請及び交付変更申請）

第6条 要綱第7条第1項及び第2項で定める交付申請にあたって提出する書類は、別表5に掲げる書類とする。

- 2 要綱第9条第1項及び第2項で定める交付変更申請にあたって提出する書類は、別表6に掲げる書類（当初交付決定を受けた内容で変更がない書類を除く。）とする。

（中心位置の報告等）

第7条 申請者は、事業完了後、設置した中心杭等及びそれらを示す図面について関係権利者間で確認を行い、中心線の位置が確定したことを市長に報告しなければならない。

- 2 申請者は、関係権利者とともに、前項で報告した図面や中心杭等を適切に維持管理するとともに、まちの避難経路の整備に努めなければならない。

- 3 申請者は、第1項で報告を行った中心杭等の位置を変更する必要がある場合、市長へ事前に協議を行わなければならない。

（実績報告）

第8条 要綱第12条第1項及び第2項で定める実績報告にあたって提出する書類は、別表7に掲げる書類とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

別表 1（第 3 条関係）「まちの避難経路」中心杭等設置事業の要件

整備位置及び内容	・地域まちづくりプラン又は身近プランが定められた地域においては、その計画との整合に努めること。
関係権利者の確認	・関係権利者と自治会町内会等の団体を含み、次の各号に掲げる事項を定めた「中心杭等設置に関する確認書」を締結するものとする。 (1) 事業の目的 (2) 事業を実施する土地の位置及び区域 (3) 土地の整備が必要な場合にあっては、当該土地の整備に関する事項 (4) 中心線決定に至らない場合の補助金相当分の費用負担に関する事項 (5) 私道部分を将来に渡り道路状に維持管理する事項 (6) 中心杭等を 10 年以上適正に維持管理する事項 (7) 権利義務の継承に関する事項
整備に対する要望	・申請者が自治会町内会等の団体以外の場合、自治会町内会等の団体など地域を代表する組織から整備に対する要望のあるもの。
その他	・整備後は、中心杭を設置した避難経路の位置を自治会町内会等の団体が作成した防災マップ等に反映し、地域住民に広く周知するよう努めること。

別表 2（第 5 条第 1 項関係）補助対象事業費

算出方法	・まちの避難経路の中心杭等設置に要する費用の額。ただし、杭を設置する避難経路 1 m あたり 10,000 円を限度とする。
------	--

別表 3（第 5 条第 1 項関係）補助対象事業費に乘じる割合

補助対象事業費に乘じる割合	重点対策地域（不燃化推進地域）対策地域	その他の地域
	10分の 9	10分の 5

別表 4（第 5 条第 2 項関係）補助金の上限額

補助金の上限額	重点対策地域（不燃化推進地域）対策地域	その他の地域
	50 万円	25 万円

別表 5（第 6 条第 1 項関係）交付申請にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 1 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書
2	【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3	事業計画書【別紙 1】
4	案内図、現況写真
5	測量の範囲がわかる図面
6	事業を実施する避難経路及び避難経路に接する敷地の権利関係を明らかにする書類（市有地を除く。）（土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等）
7	避難経路の中心杭等設置に係る確認書
8	見積書（2 人以上。補助対象事業費が 100 万円以上の場合は、本社が市内にある事業者に限る。）
9	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類（補助対象事業費が 100 万円未満の場合は不要）
10	申請者が自治会町内会等の団体以外の場合は、自治会町内会等の団体からの要望書
11	その他市長が必要と認める書類

別表 6（第 6 条第 2 項関係）交付変更申請にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 5 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更申請書
2	【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3	別表 5 の 3～11 の書類
注) 表の 2 及び 3 に定める書類は、当初交付決定を受けた内容から変更がない書類は省略することができる。	

別表 7（第 8 条関係）実績報告にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 10 号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書
2	【第 11 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書
3	契約書等の写し
4	領収書の写し
5	避難経路の中心杭等設置に係る報告書
6	施工写真・完成写真（中心位置等）
7	その他市長が必要と認める書類